

大和市告示第156号

大和市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年11月4日

大和市長 大 木 哲

大和市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業実施要綱の一部を改正する要綱  
大和市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業実施要綱（令和4年大和市告示第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「をいう。）」の次に「並びに原油価格及び物価の高騰」を加える。

第2条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 基準日 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める日をいう。

ア 令和3年度給付金の支給対象となる世帯 令和3年12月10日

イ 令和4年度給付金の支給対象となる世帯 令和4年6月1日

ウ 価格高騰緊急支援給付金の支給対象となる世帯 令和4年9月30日

第2条中第5号を削り、第4号を第5号とし、同条第3号中「及び令和4年度給付金」を「、令和4年度給付金及び価格高騰緊急支援給付金」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 価格高騰緊急支援給付金 令和4年度国要領第3部に規定する電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金をいう。

第3条第2項中「かかわらず、給付金」の次に「（令和3年度給付金及び令和4年度給付金に限る。以下この項において同じ。）」を加え、同項第1号中「令和3年度国要領又は令和4年度国要領に基づく」を削り、同項第2号中「いう」の次に「。次項第2号において同じ」を加え、同条に次の1項を加える。

3 次条の規定にかかわらず、価格高騰緊急支援給付金の支給の対象となる者が次の各号に掲げる世帯のいずれかに属する場合は、価格高騰緊急支援給付金を支給しない。

(1) 他自治体においての価格高騰緊急支援給付金の支給を受けた世帯

(2) 世帯に属する全ての者が令和4年度分の市町村民税均等割が課されている者の扶養親族等である世帯

(3) 基準日において同一の世帯であった親族について、基準日後に同一の住所において別世帯とする届出を行い、同一の住所に住民登録があるいずれかの世帯に対し価格高騰緊急支援給付金

を支給した場合の、当該住所に住民登録があつて価格高騰緊急支援給付金の支給を受けた世帯以外の世帯

第4条第1項第1号中「令和4年度分」の次に「（価格高騰緊急支援給付金にあつては令和4年度分）」を加え、同項第2号中「受けて」の次に「（価格高騰緊急支援給付金にあつては予期せず）」を、「前月」の次に「（価格高騰緊急支援給付金にあつては同年12月）」を加え、同条第3項中「第8条」を「第7条又は第9条」に改める。

第5条第1項中「1支給対象者につき100,000円」を「次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 令和3年度給付金及び令和4年度給付金 1支給対象者につき100,000円
- (2) 価格高騰緊急支援給付金 1支給対象者につき50,000円

第6条の見出しを「（申請等を要する給付金に係る支給申請等）」に改め、同条中「する者」の次に「（第8条前段の規定による通知書の送付を受けた者を除く。）」を加え、「の各号」を「の表」に、「当該各号」を「同表」に、「書類を」を「書類のうち申請しようとする給付金に係るものその他市長が必要と認める書類を同表に定める提出期限（ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、別に定める日）までに」に改め、同条各号を削り、同条に次の表を加える。

世帯の区分	提出書類	提出期限	添付書類
(1) 本市が現有公簿等により当該世帯が非課税世帯であると確認できる世帯	大和市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書	本市がこれを発送した日から3か月以内で市長が定める日	
	大和市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給要件確認書	令和5年1月31日	
(2) 非課税世帯（前号に掲げる世帯を除く。）	大和市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書（請求書）	令和4年9月30日	振込先金融機関の口座の通帳等の写し
	大和市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（住民税非課税世帯分）申請書（請求書）	令和5年1月31日	

(3) 家計急変世帯	大和市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（家計急変世帯分）申請書（請求書）及び大和市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に係る簡易な収入（所得）見込額申立書	令和4年9月30日	ア 戸籍謄本、住民票等の写し イ 給与明細書、公的年金証書等の収入額又は所得額が確認できる書類 ウ 振込先金融機関の口座の通帳等の写し
	大和市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（家計急変世帯分）申請書（請求書）及び大和市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に係る簡易な収入（所得）見込額申立書	令和5年1月31日	

第7条を削る。

第8条の見出し中「支給決定」を「申請等を要する給付金の支給決定」に改め、同条中「第6条」を「前条」に改め、「大和市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給決定通知書」の次に「又は大和市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給決定通知書」を、「大和市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金不支給決定通知書」の次に「又は大和市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金不支給決定通知書」を加え、同条を第7条とする。

第14条を第15条とし、第11条から第13条までを1条ずつ繰り下げる。

第10条第1項中「第7条」を「第6条」に改め、同条第2項中「第8条」を「第7条」に改め、同条を第11条とし、第9条を第10条とし、第7条の次に次の2条を加える。

（価格高騰緊急支援給付金の受給拒否の手続等）

第8条 市長は、令和3年度給付金又は令和4年度給付金の支給を受けた世帯のうち、令和3年12月11日（令和4年度給付金の支給を受けた世帯にあつては令和4年6月2日）から令和4年9月30日までに当該世帯に転入した者がいない世帯等、価格高騰緊急支援給付金の支給要件を満たすことを確認できる世帯の世帯主に、価格高騰緊急支援給付金を受給することができる旨の通

知書及び大和市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金受取拒否の届出書（以下「届出書」という。）を送付する。この場合において、価格高騰緊急支援給付金の支給を希望しない者は、市長が別に定める日までに届出書を市長に提出するものとする。

（申請等を要しない支給対象者への価格高騰緊急支援給付金の支給決定等）

第9条 市長は、前条後段に規定する提出期限を経過したときは、速やかに同条後段の規定による届出をしなかった者（以下「申請等を要しない支給対象者」という。）に対し価格高騰緊急支援給付金の支給を決定し、大和市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給決定通知書により通知するとともに、価格高騰緊急支援給付金を支給する。

2 前項の価格高騰緊急支援給付金は、当該申請等を要しない支給対象者に対する令和3年度給付金又は令和4年度給付金の振込先口座へ振り込むものとする。ただし、申請等を要しない支給対象者が別の口座への振込みを希望する場合は、市長が別に定める期限までに大和市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給口座登録に係る届出書を市長に提出するものとする。

附則第2項ただし書中「第8条」を「第7条又は第9条」に、「第11条」を「第12条」に改める。

別表中「第13条」を「第14条」に改め、同表第1号様式の項中「及び第7条」を削り、同項の次に次のように加える。

第2号様式	大和市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給要件 確認書	第6条
-------	-------------------------------------	-----

別表第2号様式の項中「第2号様式」を「第3号様式」に改め、「及び第7条」を削り、同項の次に次のように加える。

第4号様式	大和市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（住民税 非課税世帯分）申請書（請求書）	第6条
-------	---	-----

別表第3号様式の項中「第3号様式」を「第5号様式」に改め、「及び第7条」を削り、同表第4号様式の項中「第4号様式」を「第6号様式」に改め、同項の次に次のように加える。

第7号様式	大和市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（家計急 変世帯分）申請書（請求書）	第6条
第8号様式	大和市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に係る簡 易な収入（所得）見込額申立書	第6条

別表第5号様式の項中「第5号様式」を「第9号様式」に、「第8条」を「第7条」に改め、同項の次に次のように加える。

第10号様式	大和市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給決定 通知書	第7条
--------	-------------------------------------	-----

別表第6号様式の項中「第6号様式」を「第11号様式」に、「第8条」を「第7条」に改め、同表に次のように加える。

第12号様式	大和市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金不支給決定通知書	第7条
第13号様式	大和市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金受取拒否の届出書	第8条
第14号様式	大和市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給口座登録に係る届出書	第9条

別記中「若しくは令和4年度分」の次に「（価格高騰緊急支援給付金にあつては令和4年度分）」を、「前月」の次に「（価格高騰緊急支援給付金にあつては同年12月）」を加える。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この要綱は、公表の日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、現に調整されている用紙が残存する間は、必要な補正をして引き続き使用することができる。